

# 福島市インバウンドモデルコース造成事業等業務委託 仕様書

## 1 業務名

福島市インバウンドモデルコース造成事業等業務委託

## 2 目的

外国人観光客に対する入国制限が緩和され、インバウンド需要が高まっていることから、本市の魅力を積極的に発信し、誘客につなげる必要がある。台湾人の外国旅行の形態は団体旅行も多いことから、団体旅行を誘客するためのプロモーションを行うことで、本市の認知度向上および誘客促進、原子力災害による風評払拭を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年2月14日(金)まで

## 4 委託業務の概要

- (1)モデルコース造成
- (2)セールスコールおよび商談会に係る手配

## 5 委託業務内容

### (1)モデルコース造成

台湾の旅行会社を招請し、ファムツアーを行い、モデルコースを造成の上、招請した旅行会社に提案すること。

- ① ターゲット市場  
台湾(団体旅行客の誘客を想定する)
- ② 時期  
令和6年7月～8月の2泊3日とする。
- ③ 対象者  
ア 台湾の旅行会社(5社・5名以上)を招請すること。  
イ 台湾の旅行会社は東北のツアーを販売している会社を優先的に選定すること。
- ④ 行程管理  
ア 観光スポットは団体受入可能な施設を選定すること。選定には台湾人の視点を入れること。  
イ 選定したスポットとの受入調整をすること。

ウ 行程中の通訳を手配すること。

⑤ 旅行手配

招請に係る全ての予約・手配(宿泊、食事、施設入場、体験、旅行保険、航空券を含む移動手段等)を行うこと。

⑥ ワークショップ

ア モデルコースを造成するにあたり、ワークショップを開催すること。

イ 参加者は招請した旅行会社および福島市観光コンベンション協会、飯坂温泉観光協会、土湯温泉観光協会、高湯温泉観光協会等の市内事業者とすること。

ウ インバウンドやコース造成に関して知見のあるファシリテーターを手配し、スムーズな進行を行うこと。

エ 招請事業者数に応じて適切なグループ数を編成すること。

オ 通訳を必要数手配すること。

カ 2コース以上を造成すること。

キ 造成したコースを可視化できる媒体に落とし込み、データ納品すること。

ク 本事業で造成したコースが招請した旅行会社の商品に組み込まれた場合は事業報告書により報告すること。

(2)セールスコールおよび商談会に係る手配

① 渡航及び現地滞在に係る手配

ア 人数は2名とする。ただし、変更が生じた場合は、その都度協議する。

イ 国内移動(往復)の手配をすること。福島駅及び利用する空港間は鉄道の移動を原則とする。

ウ 国際線航空券(往復)の手配をすること。台湾往復とし、エコノミークラスを人数分確保すること。

エ 渡航手続きの代行やビザ取得事務(必要な場合)、海外旅行保険の加入を行うこと。

オ 現地で必要な移動手段を確保すること。

カ 宿泊は1名1室(朝食付き)とし、滞在期間中の宿泊先を手配すること。

キ 滞在期間は10月または12月の3泊を基本とするが、変更または渡航者によって異なるときは本市の指示によるものとする。

ク 宿泊は安全性(事故防止や治安対策)が確保されている施設とする。

ケ スタンダード以上の部屋タイプとする。

コ 支払いやチェックイン等の手配業務を代行すること。

- ② セールスコールおよび商談会の連絡調整
  - ア 現地団体に対するセールスコールについて連絡調整を行うこと。
  - イ 現地で開催される商談会の参加手配および調整を行うこと。
  - ウ セールスコールおよび商談会で補助を行う通訳およびコーディネーターを1名配置すること。
  
- ③ その他
  - ア 無線LAN Wi-Fiルーターを必要数、手配すること。
  - イ 現地での連絡手段として使用するため、通話機能を有するスマートフォン又は携帯電話を必要数手配すること。

## 6 納品

### (1) 成果物

- ① モデルコース資料
  - データ納品を必須とし、日本語と繁体字の2種類を作成すること。
- ② その他本業務で作成した資料のうち、本市が指示する資料

### (2) 報告書

- ① 事業報告書
- ② 実績額報告書(事業にかかった経費について報告すること。)
- ③ 経費にかかる領収書の写しまたは支払額の根拠資料(本市が指示した資料を提出すること。)

### (3) 納品場所及び期限

- ① 納品場所
  - 福島市の指定する場所
- ② 納品期限
  - 令和6年9月30日(月)(6 納品(1)成果物①②)
  - 令和7年2月14日(金)(6 納品(2)報告書①②③)

## 7 本委託の実施上の留意事項等

### (1) 実施体制

- ① 受託者は、各事業実施における主たる責任者を定め、市担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。
- ② 本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。
- ③ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、市に適宜連絡す

ること。

(2) 特記事項

- ①受注者は発注者に対し、本著作物に関するすべての著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む)を譲渡する。
- ②受注者は、本著作物について、発注者および発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。
- ④本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- ⑤本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議の上、定めるものとする。

8 担当課

福島市商工観光部観光交流推進室(担当:仲沼・半沢)

電話:024-572-5718

FAX :024-535-1401

E-mail:[kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp)